

ホームページ等の記載例

【記載例 1】

労働施策総合推進法等が一部改正されました！

ハラスメント対策強化に向けた改正のポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

(施行日：令和8年4月1日)

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

<問い合わせ先>

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎

【記載例 2】

労働施策総合推進法等が一部改正されました！

(厚生労働省 HP ヘリンク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

<問い合わせ先>

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎